

金融業に係る業態等確認書

金融機関本・支店名

代表者名

申込人		金融業に係るすべての業種	
-----	--	--------------	--

確認事項 【チェック覧に○を入れてください。わからない場合は「いいえ」を選択してください。】		チェック覧	
		はい	いいえ
共通	今回の資金使途は投機資金に該当しない。 【「いいえ」の場合】 ⇒ 保証対象外となります。		
●単一の許可・登録・届出等に基づき金融事業を営んでいる専業者の場合			
①	保証対象業種に該当する。 ※保証対象となる金融業は、裏面の一覧表を参照してください。		
	【「はい（該当する）」の場合】 ⇒ ②へ進んでください。 【「いいえ（該当しない）」の場合】 ⇒ 保証対象外となります。		
②	必要となる許可・登録・届出等は確認できる。		
	【「はい（確認できる）」の場合】 ⇒ 当該金融業に係る許可・登録・届出等の写しを添付してお申込みください。【確認終了】 【「いいえ（確認できない）」の場合】 ⇒ 許可・登録・届出等が確認できないため、保証対象外となります。【確認終了】 ※法律上登録等が不要とされている場合であっても、保証対象外となりますのでご注意ください。		
●複数の許可・登録・届出等に基づき金融事業を営んでいる兼業者の場合			
③	すべての事業が保証対象業種に該当する。 ※保証対象となる金融業は、裏面の一覧表を参照してください。		
	【「はい（該当する）」の場合】 ⇒ ④へ進んでください。 【「いいえ（該当しない）」の場合】 ⇒ すべての事業が保証対象業種に該当しない場合は、保証対象外となります。【確認終了】 ⇒ 一部の事業が保証対象業種に該当しない場合は、⑤へ進んでください。		
④	営んでいる金融業に関して、必要となる許可・登録・届出等をすべて確認できる。 ※法律上登録等が不要とされており、保有していない場合であっても「いいえ」を選択してください。		
	【「はい（確認できる）」の場合】 ⇒ 保有しているすべての許可・登録・届出等の写しを添付してお申込みください。【確認終了】 【「いいえ（確認できない）」の場合】 ⇒ すべての登録等を確認できない場合は、保証対象外となります。【確認終了】 ⇒ 一部の登録等を確認できない場合は、⑤へ進んでください。		
⑤	保証対象業種、かつ、登録等が確認できる金融業のみに資金使途を限定し、資金管理等ができる。		
	【「はい（資金の限定・管理ができる）」の場合】 ⇒ 以下の欄に資金を限定・管理する方法等を具体的にご記入の上、保有しているすべての許可・登録・届出等の写しを添付してお申込みください。【確認終了】 ※資金使途の限定が困難と協会が判断した場合等は保証対象となりませんのでご注意ください。		
	【「いいえ（資金の限定・管理ができない）」の場合】 ⇒ 保証対象とならない金融業との混在資金となるため、保証対象外となります。【確認終了】		
	【限定（資金管理等）方法】	【エビデンス】	

保証対象となる金融業一覧表

業種	具体例	登録等	HPでの 確認可否	有効期間	根拠法	登録等事業者一覧掲載 HP
クレジットカード業	包括信用購入あつせん業者 (少額包括信用購入あつせん業者を含む)	登録 (※1)	×	—	割賦販売法	31 条 (35 条の 2 の 3)
	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	登録 (※1)	×	—		
割賦金融業	個別信用購入あつせん業者	登録 (※1)	×	3 年	割賦販売法	35 条の 3 の 23
金融商品取引業	第一種金融商品取引業	登録	○	—	金融商品取引法	29 条
	第一種少額電子募集取扱業	登録	○	—		
	第二種金融商品取引業	登録	○	—		
	第二種少額電子募集取扱業	登録	○	—		
投資助言・代理業	投資助言・代理業者、証券投資顧問業者	登録	○	—	金融商品取引法	29 条
投資運用業	投資運用業者	登録	○	—	金融商品取引法	29 条
	適格機関投資家等特例業務	届出	○	—		63 条
	海外投資家等特例業務	届出	○	—		63 条の 9
	移行期間特例業務	届出	○	—		附則 3 条の 3
商品先物取引業	国内商品先物取引業者	許可	×	6 年	商品先物取引法	190 条
商品投資顧問業	商品投資顧問業者	許可	○	6 年	商品投資に係る事業の規制に関する法律	3 条
その他の商品先物取引業、商品投資顧問業	特定店頭商品デリバティブ取引業者	届出	△ (※2)	—	商品先物取引法	349 条
	商品先物取引仲介業者	登録	×	6 年		240 条の 2
その他の補助的金融業、金融附帯業（資金移動業者及び前払式支払手段発行者に限る）	資金移動業（第一種）	登録 (※1)	○	—	資金決済に関する法律	37 条
	資金移動業（第二種・第三種）	登録 (※1)	○	—		37 条
	前払式支払手段発行者（自家型発行者）	届出	○	—		5 条
	前払式支払手段発行者（第三者型発行者）	登録 (※1)	○	—		7 条
金融商品仲介業	金融商品仲介業者	登録	○	—	金融商品取引法	66 条
	金融サービス仲介業者（ただし、有価証券等仲介業務を行う者に限る）	登録	○	—	金融サービス提供法	12 条

※1 当該業種は登録証がない

※2 HPでは届出年月日は確認できない